

経済産業省

「大学等の「知」の価値の可視化に係る課題検討ワーキンググループ」第4回資料

「大学の知の価値」における会計的な整理

2022年11月

公認会計士 / 東京工業大学 戦略的経営室

植草 茂樹

国立大学法人会計基準の改正状況と、その対応

令和4年度から国立大学法人会計基準が改正され、「将来の施設・設備の更新」「法人債の償還」の目的で、財源の内部留保ができることとなった。「知の価値」の積算の中で、これらの目的の財源を加味し、それを大学の判断で内部留保が可能である。今後、「法定基金」についても、検討が進むと想定される。

改正国立大学法人会計基準

	現行) 目的積立金制度	減価償却引当特定資産	法人債引当特定資産
概要	損益計算上の利益のうち、現金の裏付けのある利益に対して、財務協議を経て、文部科学大臣の承認を得る仕組み	将来施設・設備の更新の目的のため、決算上の収支差額をもとに、法人の判断で資金留保を行う仕組み	法人債の償還のために、決算上の収支差額をもとに、法人の判断で資金留保を行う仕組み
検討課題	<ul style="list-style-type: none"> ・繰越の確実性が不安。 ・6年間で精算するので、中長期で蓄積する仕組みが寄付金しかない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の更新予定の施設・設備の明確化が必要。(インフラ長寿命化計画や設備マスタープランとの整理) ※受託研究の減価償却も、プロジェクト期間内償却でなく、通常の耐用年数に変更すべき 	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の法人債償還の目的であれば、民間資金由来のものに限り繰越が可能。

国立大学法人会計基準注解 6 8

<引当特定資産の会計処理について>

1 国立大学法人等においては、その教育研究の水準を維持するため、保有する施設設備の更新を定期的に行う資金を計画的に留保する必要がある。また、国立大学法人等債を発行する法人においては、債権者保護のため、債務の返済に必要な資金を計画的に留保する必要がある。

2 (中略)

3 引当特定資産とは、目的積立金とは別に、施設設備の更新又は国立大学法人等債の返済を目的として計画的に資金を留保するための制度であり、国立大学法人等の判断で計上することができるものである。

(出典) 文部科学省「令和3年度国立大学法人会計基準等検討会議(第4回)」当方資料より抜粋

(参考) 施設設備維持管理費を、産学連携経費の中で明確に位置付けている事例

新潟大学の例

新潟大学では、産学連携強化経費のうち、「直接経費の2%」を施設設備の維持管理費に充てると説明している。

(出典) 新潟大学HPより

区分	直接経費	産学連携強化経費	間接経費
目的	共同研究の実施に担当教員が必要とする経費	産学連携の強化拡充	産学連携の推進を含む大学全体の研究機能の向上等
内容	研究に必要な物件費, 謝金, 旅費等の実費額	教員等の人件費や施設設備の維持管理費の相当額	左記以外で必要な経費
金額	研究内容に応じて積算	直接経費の10% (組織型共同研究は協議)	直接経費の10%

※内訳としては、教員人件費相当額8%、施設設備維持管理費相当額2%の構成。

名古屋工業大学の例

名古屋工業大学では、設備の維持管理費を、間接経費の財源を活用し、毎年度予算化している。

(出典) CSTI有識者議員懇談会
名古屋工業大学江龍理事
発表資料より2022.5.12

産学官金連携機構 設備共用部門ミッション

学内外向け共用装置活用者の研究(基礎～共同研究)を加速させる

- ① 財源・人員・スペースの確保 (機構を窓口とした間接経費の50%の金額を翌年の予算として運用)
- ② 教職員の意識改革 (様々なファンドで獲得する装置は共用化が前提)
- ③ 装置活用型共同研究の誘致 (論文FWCI値と活用装置状況の相関から地域連携の質向上)

具体的に

1. 共用化装置・設備にかかる維持管理費(人、消耗品費、メンテナンス費、修繕費等)の予算化及び共用利用ルールの持続的改善 (突発的メンテ費用は学内外共用利用費で賄っている)
2. 装置・設備廃棄ルールの確立ならびに共用化装置の増加に対応するスペースの確保
3. 共用化装置担当の若手教員の負担増解消策 (産連機構予算で技術専門職員を雇用)
4. 新任教員研修会などにおける「脱私物化」啓蒙教育
5. 大学の設備更新予算における共用化装置・設備の学内順位検討

さらに、

- ① 大学装置の有用性を認識してもらう機会の提供(創出)
⇒ 中小企業を対象とする各種事業(学び合いプロジェクト、組織型共同研究や高度技術研修など)と連携をとりつつ、テクノフェア等の各種イベントや本学研究協力会を通じた広報活動
- ② 技術職員等を対象にした先端計測技能向上を促進するための支援(技術職員のスキルアップ)
⇒ 最新の計測技術等に関する講習会(年4回程度)及び講演会の実施、技術専門職員の学会等参加

民間企業からの間接経費は、本来は公的研究費の間接経費と異なるはず

- 従来の大学は、国からの競争的資金と企業との共同研究費のやり方が同じであった。
- 今後は、**大学と企業の共同研究は、「価値ベースでの費用の考え方」を導入する必要がある。**

	国からの競争的資金	企業との共同研究費
性格	大学が行う研究の補助	企業の事業活動の支援
根拠	競争的資金の適正な執行に関する指針	企業と大学の契約のみ
積算方法	コストの積上げ ・直接経費 = 直接かかった経費 ・間接経費 = 直接経費の一定比率	価値ベースでの交渉 ・直接経費 = 研究に対するコストだけではなく、価値ベースでの積上げも可能 ・間接経費 = その研究に見合った間接コストであるべき
研究者の 人件費	国は運営費交付金で人件費を確保しているので、積算できない	研究者のエフォートに見合った人件費を支払うことは可能
収支差	基本的に収支差は生じない	一時的な収入超過による内部留保も可能。 中期的な均衡を企業に対して説明が必要

○大学の「規程」は公的研究費も民間との研究費も同じであるが、その**性格は異なるはず**である。

○民間企業向けには、海外の大学と同様、マネジメントコストや将来の設備更新のための経費を計上することが可能。

⇒一時的な収入超過が出た財源は、引当特定資産や法定基金等、会計上内部留保することが必要。